新たに１物質　化審法第一種特化物指定　環境省

The Knights

平成17年11月18日開催の環境省、経済産業省、厚生労働省の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」関連合同審議会で、「2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」について「継続摂取する場合には、人の健康を損なうおそれがある」との報告が提出され、3省はこの物質について、化審法の第一種特定化学物質への指定を含め、対策を進めていく方針を固めました。

「2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」は主にプラスチック樹脂用の紫外線吸収剤として利用されている物質で、16年度の製造・輸入量は約120トン。すでに16年に化審法の第一種監視化学物質として指定され、製造・輸入量の届出制など一定の規制が課されています。

3省は当該物質による環境汚染の進行を防止する観点から、当該物質による長期毒性について結論が示されるまでの間は、当該物質の試験研究用途以外の用途での製造、輸入及び使用が行われるべきではないと考え、製造・輸入事業者に物質の今後の取扱いを照会するとともに、中央環境審議会会長に対し、この物質を第一種特定化学物質として指定することの可否について意見を求め、その結果に応じて、第一種特定化学物質への指定手続を進める予定です。

化審法では、(1)難分解性、(2)高濃縮性、(3)人に対する長期毒性または高次補食動物への生態毒性ーーの3種の有害性をあわせ持つ物質を第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入の原則禁止、使用用途制限などの規制を行っています。

資料：　2005年11月18日付　EICネット

機器分析箇所　関善行

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4 水道法第20条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 アスベスト・PCB等の化学分析
8 EU規制物質の化学分析